LPガス ご利用の消費者の皆様へ
LPガス販売事業者の皆様へ

～LPガスの利用に関する制度についてのお知らせ～

LPガス料金は三部料金制です！！

2025年4月2日施行

ＬＰガスの三部料金制（料金構成）

＝

基本料金	ガスの使用量に関係なく発生する料金

＋

従量料金	ガスの使用量に応じて発生する料金

＋

設備料金 (消費設備料金)	LPガス器具等LPガスを消費する場合に 用いられるものの利用に応じて発生する費用 ※賃貸住宅の場合は、「該当なし」又は「0円」と記載 賃貸住宅ではＬＰガス機器(ガスコンロ・ガス給湯器等)はオーナー様にご負担いただき、入居者には請求できないことになりました。

✖ 2025年4月2日施行日以降にLPガス販売契約をした入居者に対し、LPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合にもちいられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。消費設備料金は「該当なし」又は「0円」と記載。

アパートやマンション集合住宅への入居・転居の際は家賃と一緒にLPガス料金も事前確認を！！
LPガスは「自由料金」事業所ごとに料金が違うのでよく確認を！！

契約時にはしっかりと内容確認を！！

石油情報センター　検　索

知って安心！ ＬＰガスのある暮らし

ＬＰＧ
BEST HOME GAS

一般社団法人　和歌山県LPガス協会